田園調布学園大学 ハラスメントの防止と対策に関する規程

第1部 総則

(目的)

第1条 この規程は、ハラスメント防止のための必要な措置、及びハラスメントに起因する問題が発生した場合の適切な措置を定め、学生(本学で教育を受けるすべての学生を含む)、教職員(非常勤講師も含む)、その他大学関係者の修学、教育研究、業務の公正確保と円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、又は相手側を差別的若しくは不利益な取扱いをすることによって相手側の人権を侵害し、教育研究・学習及び労働環境を悪化させることをいう。
- 2 前項の内容については、第5条に規定する「ハラスメント防止ガイドライン」において具体的に例示して、学内に周知するものとする。

(適用範囲・対象)

- 第3条 この規程は、本学の学生、教職員、及びその他大学関係者に適用する。
- 2 ハラスメントの実行当事者が学外の者であるときは、この規程を準用し、解決のために必要かつ適切な処置を行うよう努める。

(ハラスメント行為の禁止)

- 第4条 本学は、第1条の目的を達成するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、万一、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 2 前条に該当する者は第2条で規定されたハラスメントを行わないように注意しなければならない。 (ハラスメント防止ガイドライン)
- 第5条 本学は、ハラスメントを防止し、及び排除するために前条に該当する者が認識すべき事項並びに ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について、「ハラスメント防止ガイドライン」を定め るものとする。
- 2 本学は、前項の「ハラスメント防止ガイドライン」を第3条に該当する者に対して周知徹底し、啓発 指導を行うものとする。

第2部 運用

(ハラスメント防止対策委員会の設置)

第6条 本学のハラスメントに対処するため、田園調布学園大学 組織規程第 18 条の規定に基づき、ハラスメント防止対策委員会(以下「委員会」)を設置する。

(任務)

第7条 委員会は田園調布学園大学 委員会の職掌に関する規程第2条(12)に掲げる事項を任務とする。 (苦情相談)

1

- 第8条 第3条に該当する者は委員会に対してハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。
- 2 苦情相談は、ハラスメントによる被害を受けた本人又は次の各号に掲げる者から受け付ける。
- (1)他の者がハラスメントをされているのを見て不快に感じた者
- (2)他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた者
- (3)ハラスメントに関する苦情相談を受けた者

(苦情処理)

第9条 委員長は受理した苦情相談に対して苦情処理の申立ての処理方法及び処理結果について委員会 に付議する。

2 委員会への付議は、原則として案件(前項の受理した苦情相談をいう。以下同じ。)の受付から1か月以内になされなければならない。

(審議結果の通知等)

- 第10条 委員会は、案件の審議が完了したときは、その結果を案件に係る当事者に通知する。
- 2 委員会は、審議において当該案件に係る学生及び教職員等のハラスメントが重大であり、懲戒処分を行う必要が生じた場合は、次の手続きを行う。
- (1) 懲戒対象者が学生の場合は、学則 48 条及びに学生の懲戒に関する規程に基づく手続きを行う。
- (2) 懲戒対象者が教職員または関係者の場合は、その要請手続を執るものとする。

(苦情申立人の保護)

第11条 ハラスメント行為者の処分に際しては、苦情申立人に事前に通知し、二次的な被害が生じないよう配慮しなければならない。

(守秘義務)

第12条 ハラスメントの相談、申立、調査及び問題の解決に関与する全ての者は、プライバシーや名誉 その他の人権を尊重するとともに、相談及び申立の内容をはじめ、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

2

(委任)

第13条 この規程の施行に際し必要な事項は、学長が定める。

附則

(施行期日)

1この規程は、平成28年4月1日より施行する。

(セクシュアル・ハラスメント防止対策規程の廃止)

2 田園調布学園大学セクシュアル・ハラスメント防止対策規程は、廃止する。

I - 5